

マイナンバーの提供を求められる主なケース(平成28年1月18日現在)

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。

※マイナンバーを提供する際は、個人番号カード等の本人確認書類をご用意ください。なお、下記の提供を求める者から電話をかけてマイナンバーの提供を求めることはありません。

※民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。

※マイナンバー制度の導入後も、行政機関が把握できる個人情報の種類は今までどおり法令に基づくものに限られており、行政機関が何でも把握できるようになるものではありません。

提供を求める者 (※代理人又は委託を受けた者も含む)	提供する必要のある者
勤務先	・給与、退職金などを受け取る方 ・厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方 ・国民年金の第三号被保険者(従業員の配偶者) など
契約先 (契約先企業、講演等の主催企業 など)	・報酬、料金、契約金を受け取る方 など (例:土業、外交員、集金人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬、原稿料、講演料、画料 など)
不動産業者等 (不動産仲介料、不動産使用料(家賃)を支払う法人)	・不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料(家賃)を受け取られる方
金融機関等 (銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社 など)	・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 (※平成30年以降、預貯金口座への付番を開始予定。ただし、番号の提供は任意。) (※既存口座で行う証券取引については、平成28年以降3年間の猶予あり。) ・非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方 ・国外送金又は国外からの送金の受領をされる方 ・生命保険契約・損害保険契約(支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約等)、又は共済契約をされている方 ・先物取引(FX取引等)をされている方 ・信託会社に信託されている方 ・1回200万円超の金の地金を売却される方 ・非上場株の配当を受け取る株主 など
税務署、日本年金機構(※)、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合 ※ 日本年金機構のマイナンバー利用開始は、当面の間延期。	・社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 (例:生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定申告等)

地方公共団体で個人番号を求められる主な手続き（平成28年1月21日現在）

暮らし		介護・福祉	
住民票 戸籍	個人番号の提供は求められませんが、以下の手続きに伴い、記載事項の変更等が必要となりますので、通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。 ※ 転入・転居・国外転出などの異動 ※ 戸籍届出の氏名などの変更	介護保険	介護認定・更新・区分変更の申請、被保険者証等の再交付の申請、負担割合証の再交付の申請 負担限度額認定の申請、負担限度額認定証の再交付の申請、高額介護サービス費の支給申請、特定福祉用具購入費の支給申請、住宅改修費の支給申請
市営住宅	市営住宅への入居申請 市営住宅入居者による収入申告	福祉	身体障害者手帳の申請 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請 障害者総合支援法に基づく補装具費に関する申請 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する申請 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの申請 精神障害者保健福祉手帳に関する申請 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請 障害児通所支援（就学前・就学後児童）の給付申請 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求 生活保護の申請
税金		保険・医療	
市民税	市・県民税申告書の提出 ※ 給与支払報告書の提出 ※ 公的年金等支払報告書の提出 ※ ※注：平成28年分以降の所得に係る申告書から適用	国民健康 保険	加入・脱退 修学や施設入所のための市外転出 被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 第三者行為による被害の届出 被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書の再交付申請 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付・再交付を申請 一部負担金の免除等申請 基準収入額適用申請
軽自動車税	軽自動車税減免申請書の提出	後期高齢 者医療	加入（75歳到達の人を除く）・撤回 被保険者証の再交付申請 特定疾病療養受給証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請 高額療養費や補装具等の療養費の支給申請
固定資産税	相続人代表者指定届の提出 償却資産申告書の提出 固定資産税減免申請書の提出		
子育て			
給付や 届出	児童手当の新規認定請求 児童扶養手当の新規認定請求 特別児童扶養手当の申請		
	幼稚園・認定こども園・保育所・小規模保育への入所申し込み		
	未熟児養育医療の給付申請		
	小・中学校就学奨励制度の医療券交付申請		
	母子健康手帳の交付申請（妊娠届出）		

※ 上記の手続き以外にも個人番号が必要になる場合があります。

※ 手続きによって個人番号の記入・提示が必要になる時期は違います。詳しくは、各地方公共団体の担当部署までお問い合わせください。

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください！

平成27年10月 1日公表

平成28年 3月22日最終更新

内閣府
警察庁
個人情報保護委員会
消費者庁
総務省
国税庁

内閣府のコールセンターや地方公共団体、消費生活センターなどに、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話、メール、手紙、訪問等に関する情報が寄せられています。

注意していただきたい事項、困った場合の相談窓口、これまでに寄せられている相談事例をお知らせします。

マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意し、内容に応じて、相談窓口をご利用ください。

- マイナンバーの利用範囲は、法律で、社会保障、税、災害対策の3つの行政分野に限られており、マイナンバーを利用する手続では、原則、顔写真付きの身分証明書などで本人確認を徹底することになっています。

マイナンバーの提供を求められる主なケースは、以下のURLをご参考にしてください。なお、このようなケースで、電話でマイナンバーの提供を求められることはありません。

http://www.cas.go.jp/ip/seisaku/bangoseido/pdf/qa_case.pdf

- マイナンバーの通知や利用などの手続で、口座番号や口座の暗証番号、資産の情報、家族構成などの個人情報を電話などで聞いたり、金銭を要求したりすることはありません。不審な電話やメールはすぐに切る又は無視することとし、マイナンバー総合フリーダイヤルや消費者ホットラインに連絡・相談いただくか、内容によっては、すぐに警察の相談専用窓口や個人情報保護委員会のマイナンバー苦情あっせん相談窓口をご利用ください。
- 具体的な注意事項は2ページ、各窓口の情報は3ページ、これまでの相談事例は4ページ以降をご覧ください。

＜このような電話、メール、手紙、訪問などに注意してください！＞

《全般》

- マイナンバーの通知や利用、個人番号カード（マイナンバーカード）の交付などの
手続で、
・国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、
家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求した
りすることは一切ありません。
・A T Mの操作をお願いすることも一切ありません。
こうした内容の電話や手紙、訪問には応じないでください。

- マイナンバーの関連であることをかたったメールが送られてきた場合、自分の勤務先
など送付者が明らかなものを除き、安易に開封しないよう、注意してください。

《マイナンバーの提供や利用に関して》

- 電話、メール、訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難さなどを過度に
誇張した商品販売や不正な勧誘などには十分注意してください。
- 「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。こ
うした手口で、人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得することは法律により
罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてし
まっても、刑事責任を問われることはありません。
- 「有料サイトの登録料金が未払いになっており、放置すると訴訟履歴がマイナンバー
に登録される」などとして、業者への連絡を求める不審なメールも送付されています。
マイナンバーの利用範囲は法律で決められており、マイナンバーから訴訟履歴が明ら
かになるようなことはありません。

《個人番号カード（マイナンバーカード）の申請に関して》

- 個人番号カード（マイナンバーカード）の交付申請の返信用封筒には、顔写真や個人
情報を含んだ申請書を入れて、返信いただくことにしています。返信用封筒の宛先が
「地方公共団体情報システム機構」であるか、ご確認ください。個人番号カード
（マイナンバーカード）の交付申請書に口座番号などを記載することはありません。

《マイナンバーの通知に関して》

- マイナンバーは、「通知カード 個人番号カード交付申請書 在中」、「転送不要」と
赤字で書かれた封筒に入って、簡易書留で各世帯に郵送されます。普通郵便でポス
トに入っていることはありません。また、配達員が代金を請求したり、口座番号な
どの情報を聞いたりすることはありません。

＜ご相談は、各窓口まで＞

《マイナンバー制度全般のご相談はこちら》

●マイナンバー総合フリーダイヤル

0120—95—0178

平日 9:30-22:00 土日祝日（年末年始を除く） 9:30-17:30

（平成 28 年 4 月 1 日からは、平日 9:30-20:00 土日祝日（年末年始を除く） 9:30-17:30 の予定）

※一部 IP 電話等でつながらない場合は

・マイナンバーの通知又はカードに関するお問合せは 050-3818-1250

・その他、マイナンバー制度に関するお問合せは 050-3816-9405

におかけください。

《不審な電話などを受けたらこちら》

●消費者ホットライン 188（いやや！）

※原則、最寄りの市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内しますので、相談できる時間帯は、お住いの地域の相談窓口により異なります。

●警察 相談専用電話 #9110

又は最寄りの警察署まで

※#9110は、原則、平日の 8:30-17:15（※各都道府県警察本部で異なります。土日祝日・時間外は、24 時間受付体制の一部の県警を除き、当直又は留守番電話で対応）

《マイナンバーが含まれる個人情報（特定個人情報）の取扱いに関する苦情はこちら》

●個人情報保護委員会 マイナンバー苦情あっせん相談窓口

03—6457—9585

※平日 9:30-17:30

※ お住まいの市区町村でもマイナンバーに関するお問合せに対応します。

（参考）これまでの主な相談事例等

1 実際に被害に遭った事例

～通知や手続に関するもの～

- ◎ 市役所の職員を名づける者が訪問し、「市役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。
- ◎ サラリーマン風の男が訪問し、「マイナンバーの封筒が来ていますか」「手続には相当時間がかかるから代行します」「代行の手数料としてお金が必要」と言われ、マイナンバー手続代行手数料の名目でお金をだまし取られた。
- ◎ 女性2名が訪問し、「マイナンバーの関係でまいりました。お預かりします」などと言われ、家族全員分の通知カードが入った封筒をだまし取られた。

～情報の流出をかたるもの～

- ◎ 携帯電話に「あなたの個人情報が漏れいしている」「個人情報を守るため、必ず手続を行ってください」「マイナンバー情報が漏れると住民票の異動、銀行口座の開設など簡単に行える」などと記載されたメールが届き、個人情報の削除費用などとして電子マネーを購入するよう指示され、その電子マネーの利用に必要な番号を送信させられてだまし取られた。
- ◎ 警察官を名づける者から電話があり、「マイナンバーの暗証番号が漏れている」「口座の暗証番号も漏れているようだ」「暗証番号は何番か」「キャッシュカードや通帳を回収して確認する」などと言われ、訪問してきた男にキャッシュカード1枚と通帳2通をだまし取られた。

～利用範囲を偽るもの～

- ◎ 携帯電話に「アダルトサイトの未納料金がある」とのメールが届き、メールに記載された番号に電話したところ、「延滞料金や違約金が発生しており、このままでは裁判になる」「マイナンバーに、この件が登録される」などと言われ、相手に言われるがままに電子マネーを購入し、その電子マネーの利用に必要な番号を教えたり、指定された口座にお金を振り込んだりしてしまった。

2 被害に遭ったと疑われる事例

～通知や手続に関するもの～

- ◎ 宅配業者を名づける男2名が訪問し、「お金を払えば通知カードがいつ届くか2時間で調べる」と言われ、支払ったが、その後連絡がない。同様に、スーツ姿の男2名が訪問し、「お金を払えば通知カードを2時間以内に宅配便で送る」と言われ、支払ったが、その後連絡がない。

- ◎ 自宅にスーツ姿の男性が来訪し、「明日、マイナンバーの通知カードが届くが、お金を支払わないと通知カードが白紙で届く」と言うので、現金を渡してしまった。

～その他～

- ◎ 公的な相談窓口を名のる者から電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄付をしたいという別の男性から連絡があり、そのマイナンバーを貸してほしいと言われたので教えた。翌日、「マイナンバーを教えたことは犯罪に当たる」と寄付を受けたとする機関を名乗る者から言われ、記録を改ざんするため金銭を要求され、現金を渡してしまった。
- ◎ 国の機関から委託を受けた相談窓口を名のる者（X）から、「マイナンバーが始まるので調べている。あなたのアドレスが3社に登録されている」と電話があった。3社のうち1社は知らない名前で、「この会社は災害時に家を提供している団体で、このままでは災害時にあなたの家にたくさんの人が押し寄せる。代わりを見つけないといけない」と言われた。Xから別のNPO法人を紹介され、電話すると別の者（Y）が出て「登録番号を教えてほしい」と言われたため、Xから教えられた登録番号をYに伝えた。翌日、Xから電話があり「Yに登録番号を教えたことで、Yは詐欺をしたことになる」と言われ、さらに弁護士を名のる者（Z）から「名義貸ししたことになる」と言われた。Xから「後から返すので500万円送ってほしい」と言われ、自宅に取りに来た者に手渡した。その後も複数回にわたり現金を渡してしまった。
- ◎ 役所の職員を名のる者が訪問してきて、家にあがり、マイナンバーに関する心配事や生年月日を聞かれたり、部屋の中を見られたりした。

3 被害に遭いそうになった事例

～情報の流出をかたるもの～

- ◎ 役所の職員を名のる者から「あなたのマイナンバーが流出している。登録を抹消するには第三者から名義を貸してもらう必要がある」などと電話があり、さらに別の者から「名義貸しは犯罪になって逮捕される」などと言われ、解決するためにお金を要求された。被害者がお金を引き出しに行ったところ、金融機関の職員が不審に思い警察に通報したため、被害に遭わなかった。

4 不審な電話、メール、手紙、訪問などに関する事例

～通知や手続に関するもの～

(1) 個人情報聞き出そうとするもの

- ◎ 行政機関を名のって、「マイナンバー制度が始まると手続が面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてほしい」との電話があった。
- ◎ 電話で、国の行政機関をかたり、マイナンバー制度のアンケートとして、家族構成や年金受給者かどうかを聞かれた。
- ◎ 「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。
- ◎ 「マイナンバーの手続について、訪問して説明したい」との電話があり、後日訪れた男性が「マイナンバーの手続を代行する」と言って、氏名、生年月日を聞かれた。
- ◎ 市の職員を名のる者から「マイナンバーが届いていると思うが、市役所では1件ごとに確認している」「届いているのであれば番号を教えてほしい」と電話があり、マイナンバーを聞かれた。

(2) 金銭等を要求するもの

- ◎ 警察官を名のる者から「警察にマイナンバーを登録する必要がある」「登録手数料としてお金が必要となる」などと電話があり、お金を要求された。
- ◎ 「マイナンバーの通知を受けるのにお金が必要」「マイナンバーは国民全員が持たなければいけないものなので、お金を払わなければいけない」などと電話があり、お金を要求された。
- ◎ 男が訪問し、「市からマイナンバーの手続で来た。通帳を見せてほしい」と言われて通帳を見せた。さらに「印鑑を貸してほしい」と言われ、差し出された何らかの書類に印鑑を押してしまった。

(3) その他の不審な電話等

- ◎ 若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続をしているが、あなたは手続をしているか」との電話があった。「まだ手続をしていない」と答えると、「早く手続をしないと刑事問題になるかもしれない」などと言われ、不審に思い、すぐに電話を切った。
- ◎ 「マイナンバー制度が始まると金融機関に登録されている個人情報に訂正がある場合は取り消さなければならない」という電話があった。

～情報の流出をかたるもの～

- ◎ 消費生活センターなどを名のる者から、マイナンバーに関連して個人情報が業者に漏れているので削除してあげるといった内容の不審な電話がかかってきた。
- ◎ スマートフォンに「重要 マイナンバーについて」と題するメールが届いた。「マイナンバーの個人情報漏えいが発覚し、このままでは携帯電話が使えなくなったり、ローンが組めなくなったりする」など危機感をあおる文章で、手続のために別のサイトに誘導するアドレスが記載されていた。

～安全管理に関するもの～

- ◎ 知らない業者から「マイナンバーを管理します」という電話があった。「専門家が管理するのか」と尋ねたところ、「私が管理する」と言ったので、不審に思い、電話を切った。
- ◎ 「マイナンバーのセキュリティにお金が掛かります」という電話があったが、不審に思って電話を切った。
- ◎ 「対応しないと高額な罰金が科されるから契約するように」といった過度に誇張した話をして、商品販売や相談業務契約等を強引に取り付けようとする電話があった。

～利用範囲を偽るもの～

- ◎ 「マイナンバー制度が始まるとあなたの預金に分かります。金（きん）を隠し財産にしませんか」という電話があり、不審に思って電話を切った。
- ◎ 「マイナンバー制度がスタートします」「過去の通信販売の購入履歴があればデータを消去します」という電話があり、不審に思って電話を切った。
- ◎ 「【重要】国民消費生活組合より大切なお知らせ【重要】」というタイトルのメールが届いた。「有料サイトの登録料金が未払いのため民事訴訟の手続の関係で連絡を求める」とあり、訴訟履歴がマイナンバーへ登録され、今後一切記録を消すことができなくなるので連絡を求める内容だった。（※他の団体名を名のる相談も報告されている。）

※相談事例については、各省庁や関係機関の以下のホームページでも公表されています。

◆独立行政法人 国民生活センター

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/mynumber.html

◆警察庁 振り込め詐欺対策ホームページ

https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.htm

◆政府広報オンライン 高齢者詐欺特集ページ

http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/korei_syohisya/mynumber/index.html